

第6章 方法書に対する意見及び事業者見解

第6章 方法書に対する意見及び事業者見解

6-1 方法書に対する環境の保全の見地からの意見と事業者見解

環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見はなかった。

6-2 方法書に対する方法書関係市町長意見と事業者見解

関係市長からの意見の提出はなかった。

ただし、松阪市環境影響評価委員会の「松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法について（答申）」に対する事業者（松阪市）の見解は、表 6-2.1 に示すとおりである。

表 6-2.1 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	意見の概要	事業者の見解
1	今後策定される、準備書、評価書においては、現在見直しを行っている三重県地球温暖化対策実行計画と整合性を図り、二酸化炭素（CO ₂ ）削減に向けた目標について、注視されたい。	三重県では、令和3年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定し、「県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、各主体が連携して気候変動対策を推進する。」としています。 本事業においては、有機物の受入れを極力少なくするため「埋立廃棄物の適切な受入れや荷下ろし時の混入物確認」を行うことにより温室効果ガスの発生を低減する事としました。
2	温室効果ガスについて、工事時に発生する二酸化炭素（CO ₂ ）と共用後のメタンガス発生について考慮されたい。	工事時の二酸化炭素及び共用後のメタン発生量の予測にあたっては、事業計画や既存資料からの事例の引用により排出量を算出し、予測・評価を行いました。また、共用後の環境保全対策として「埋立廃棄物の適切な受入れ」などを実施することとしました。
3	これまで吸収源であった樹々が失われることにより発生する温室効果ガスを考慮されたい。	樹木の伐採により CO ₂ 吸収量は約 97 (t-CO ₂ /年) 減少します。これは松阪市の CO ₂ 排出量削減目標値（第5期計画：44,849t-CO ₂ ）の約 0.2%程度であり、大きな影響は無いと考えます。 なお、対象事業実施区域内の樹々については可能な限り残地する計画とし、伐採木等はチップ化し燃料等として再利用を検討します。
4	動植物の生息及び生育、植生及び生態系の状況については、三重県レッドデータ、三重県生物史も注視されたい。	動植物の重要種の選定理由として「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」、三重県自然環境保全条例（平成15年3月17日）、「松阪市史第1巻（史料篇 自然）」昭和52年（松阪市史編さん委員会 編著）を引用しました。また、生育、植生情報として「みえ生物誌」を引用しました。

6-3 方法書に対する知事意見と事業者見解

知事意見及びそれに対する事業者（松阪市）の見解は、表 6-3.1(1)(2)に示すとおりである。

表 6-3.1(1) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	事業者の見解
1	総括的事項	準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。	準備書の作成までに調査手法の見直しを行い、以下の追加調査を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ・水質（水の濁り）の現況把握において、真盛川上流地点（W4, W5）での調査を追加実施しました。 ・地下水の現況把握において、流向・流速の調査を追加実施しました。 ・地形地質の現況把握において、対象事業実施区域内の現地踏査を追加実施しました。 ・土壌の現況把握において、対象事業実施区域内のダイオキシン類調査を追加実施しました。
2	総括的事項	調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画すること。	環境影響について可能な限り定量的な把握に努めました。また、技術指針に基づき事後調査の必要性について検討した結果、事後調査を実施する項目として、騒音、振動、地下水等を選定しました。
3	総括的事項	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。また、その検討の経緯についても明らかにすること。	環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないように努めました。また、環境保全措置の効果を踏まえた検討の経緯についても準備書に記載しました。
1	(個別的事項) 大気質・悪臭	大気質及び悪臭の予測、評価にあたっては、対象事業実施区域周辺における風向等の気象条件を適切に反映させるとともに、結果を踏まえ周辺住居への影響を可能な限り低減した計画とするよう努めること。	大気質及び悪臭の予測にあたっては、現地調査により把握した当該地域における風向・風速等を予測条件として反映しました。また、予測結果から埋立作業では必要に応じて散水することや即日覆土の徹底等の環境保全措置を行い、周辺住居への影響を可能な限り低減するものとなりました。
2	(個別的事項) 水質	全窒素、全りん、塩分、色、濁度、電気伝導度については、放流先河川の水質に影響を及ぼすおそれがあることから、予測、評価の実施を検討すること。	ご指摘を踏まえ、塩分、色、濁度、電気伝導度については調査項目に追加し現況を把握しました。調査の結果、塩分、色、濁度、電気伝導度については大きな変動は認められず、また供用後も現況から大きく変化はないものと判断し、全窒素、全りん、浮遊物質量（濁度）については「処理水の放流に伴う環境基準及び農業用水基準の項目に対する影響」の項で予測、評価を実施しました。

表 6-3.1(2) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	事業者の見解
3	(個別的事項) 地下水	事業実施区域周辺の地下水の流況や流向、水質の状況を把握するために、必要に応じ対象事業実施区域外にも調査地点を設定すること。	ご指摘を踏まえ、観測井戸3か所について地下水の流向・流速調査を追加実施し、対象事業実施区域外の地下水の状況については既存資料(国土地盤情報検索サイト“KuniJiban”)により把握しました。
4 (1)	(個別的事項) 地形及び地質	対象事業実施区域の周辺に存在する断層について情報を精査するとともに、活断層が確認された場合には必要に応じ土地の安定性の予測、評価を検討すること。	対象事業実施区域の周辺の断層について「3-1-4 地形及び地質の状況」の項で情報を精査した結果、「葛岡断層」が対象事業実施区域の西北西側で確認されたため、土地の安定性の予測、評価を行いました。
4 (2)	(個別的事項) 地形及び地質	対象事業実施区域周辺に分布する一志層群からは化石が発見される可能性があることから、事業の実施にあたり化石が発見された場合は専門家に相談のうえ、必要に応じ保存等の措置に努めること。	準備書作成に伴う現地踏査(R3.11.15)において化石は発見されませんでしたでしたが、工事時に化石が発見された場合は、専門家に相談のうえ、必要に応じ保存等の措置に講じます。
5	(個別的事項) 陸生動物・生態系	本事業は山林や放棄水田が散在する里山環境を改変するものであることから、調査にあたってはニホンイシガメ等の里山環境に生息する希少な動植物や、トウカイコモウセンゴケ等の東海地方の丘陵地に固有の東海丘陵要素植物が生育している可能性があることにも留意し、調査手法について検討すること。	ご指摘を踏まえ調査を行った結果、対象事業実施区域内の谷津田などでニホンイシガメやトノサマガエルなど里山・里山を生息域とする動物を確認しました。 また、植物では春季から秋季にかけて調査した結果、東海丘陵要素をもつ重要な種は確認されませんでしたでしたが、コモウセンゴケは、公園駐車場の湿潤地で多くの個体が確認されました。
6	(個別的事項) 水生生物	事業実施区域内のため池に水生生物が生息している可能性があるため、水生生物の調査を検討すること。	対象事業実施区域内のため池は、現在、灌漑用水としての利用はなく、降雨の状況により湛水と渇水を繰り返している状況です。水溜まり状態の中、補足的に任意採集した結果、水生生物の生息は確認されませんでした。なお、この周辺の細流では、ホトケドジョウが比較的多く確認されました。
7	(個別的事項) 温室効果ガス	メタン発生量の予測にあたっては、事業計画や既存資料からの事例の引用により適切な予測、評価に努めるとともに、供用時の温室効果ガスの排出を極力抑制すること。	メタン発生量の予測にあたっては、事業計画や既存資料からの事例の引用により排出量を算出し、予測・評価を行いました。また、環境保全対策として「埋立廃棄物の適切な受入れ」などを実施することとしました。